１６　脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

【ポイント】
〇地域脱炭素の推進のための大規模かつ安定的な財政措置
〇再生可能エネルギーの地域共生のための適正な規制及び導入拡大の支援
〇新しい脱炭素技術の社会実装の取組

国は、２０２５年2月ＧＸ２０４０ビジョンの策定並びにエネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の改定を閣議決定し、ＧＸ実現に向けた新たな産業構造や産業立地のあり方、脱炭素電源の最大限活用、温室効果ガス削減目標とその達成に向けた施策等が盛り込まれた。中でも地域脱炭素については、２０２６年度以降２０３０年度までの５年間を新たに実行集中期間として位置付けており、そのスタートを切る今年度からの地域の取組は非常に重要なものとなっている。

我が国においては、２０２４年度の温室効果ガス排出量が過去最低値を記録したところではあるが、２０５０年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。気候変動に対する責任を自覚し、目先のことだけでなく若者世代と共に将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、国が高い目標を掲げ、達成に向けたロードマップを示し、地方公共団体と連携しながら先導的に取り組むことで、民間による速やかな行動と大胆かつ継続的な投資を促すことが必要となる。

また、今後はＤＸやＧＸの進展により、電力需要が増加に転じることが見込まれており、産業を発展させていくためには、国際的に遜色のない価格で安定した品質の脱炭素エネルギー供給が不可欠である。このような状況の中で、深刻な気候危機に対応し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進めるためには、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の取組が決定的に重要である。

国のエネルギー政策は、安全性の確保を大前提とした上で、安定供給、経済効率性、環境適合を同時に実現することを目指しているが、今般の中東情勢の影響により、あらためてエネルギー輸入に伴う経済的リスクが浮き彫りとなった。

ついては、エネルギー供給に大きな責務を有する国がエネルギーの安定供給に万全の対策を講じつつ、経済を持続的に成長させていくために、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、日本の脱炭素化を力強くリードしていくため、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・脱炭素政策に次の事項が反映されるよう強く提言する。

１ 脱炭素社会を目指す基盤

全ての地域が足並みを揃えて「２０５０年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指していくため、以下を提言する。

（１）２０５０年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）に向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れるとともに、技術革新及びその社会実装等につながる取組を加速すること。

また、ＣＯＰ２８で採択された「２０３０年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で３倍にする」という目標を踏まえたエネルギーミックスやロードマップを示すとともに、その実現に向けた具体的な対策と自治体の施策を後押しする取組もあわせて示すこと。

（２）脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を強力に推進し、地方公共団体、事業者、ＮＰＯ等の取組を後押しするとともに、脱炭素型ライフスタイルへの転換のメリットを国民に積極的にＰＲするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

（３）地域脱炭素の取組について、地球温暖化対策計画における実行集中期間が開始したことを踏まえ、地方公共団体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策の推進、ＧＸ製品（製品単位の温室効果ガス削減実績量や削減貢献量がより大きい製品等）の導入等により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、以下のとおり十分な財政措置等を行うこと。

ア　ＧＸ製品の積極導入など地域脱炭素の取組は、地域経済や暮らしにＧＸの恩恵をもたらすものであるため、地方公共団体の取組への支援について、２０兆円規模の「脱炭素成長型経済構造移行債」（ＧＸ経済移行債）を積極的に活用すること。

イ　「地域脱炭素推進交付金」については、すでに採択されている地方公共団体の計画も含め、採択額の縮減を後から求める等の措置を行うことがないよう、必要かつ十分な予算措置を講ずるとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度とすること。加えて、本年５月に環境省から示された「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて」に基づき、地域にとって有効で取り組みやすい新たな展開策を示すとともに、意欲的な地方公共団体が積極的に取り組めるような十分な予算措置を行うこと。

ウ　「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」については、防災力強化の観点からも重要な役割が期待できるため、第１次国土強靭化実施中期計画に定められた目標の達成に向け、事業を継続するとともに、更なる拡充を目指すこと。

エ　「脱炭素化推進事業債」について、地方公共団体においても政府実行計画に掲げる２０４０年度目標に向かって主体的に取り組むことが可能となるよう、予算規模の拡充や更なる要件緩和、対象事業の拡充など、制度を引き続き見直すこと。

オ　上記によらない地方公共団体の脱炭素化に向けた取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、地方公共団体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、必要かつ十分な地方財政措置を講じるとともに、施設等に対する補助事業のみならず、地方公共団体が脱炭素化につながる実効性のある検討を行うための支援についても十分な予算措置を講じること。

（４）脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、都道府県別、市町村別に以下に掲げる統計資料を可能な限り早期に提供すること。

ア　温室効果ガス排出量又は都道府県等が温室効果ガス排出量の算定に用いるエネルギー消費統計等の基礎資料

イ　既設分も含めた再生可能エネルギーなどのCO_2削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量

ウ　森林吸収量

エ　小売電気事業者ごとの電力需要実績または電力排出係数

オ　ＦＩＴ認定施設以外も含めた再生可能エネルギーの種別ごとの設備容量及び発電量並びに自家消費分も含めた地域における再生可能エネルギー由来電力の需給状況
カ　非化石証書やＪ-クレジットなどのクレジットの創出及び活用状況
キ　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）及びネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）導入状況
ク　乗用車・軽自動車の燃料別新車販売台数

（５）地域の脱炭素化に向けて、地方公共団体の取組を促進するため、専門人材の派遣や人材育成など人材支援策を継続すること。

（６）地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業者及び住民に対する普及啓発活動や広報活動、地球温暖化防止活動推進員への活動支援等に対し、各都道府県や指定団体の実情に合わせ十分な財政支援を行うこと。

（７）政府が目指す成長志向型カーボンプライシング構想の具体化にあたっては、２０２６年度から「排出量取引制度」が本格稼働することを踏まえ、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮するとともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、更なる発展に向けた検討を進めること。なお、検討にあたっては地球温暖化対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえるとともに、その運用にあたっては地方自治体が実施しているキャップ＆トレード制度や報告書制度など先行する制度による削減効果・実績を損なわない実効性の高い制度となるよう引き続き検討すること。

（８）「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の目標達成に向けて、水素・アンモニアエネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させ、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーン構築を図ることができるよう以下について積極的に取り組むこと。
ア　技術開発や実証研究の更なる推進
イ　燃料の種類及び地域間などで生じる価格差への十分な支援
ウ　燃料電池自動車・バス・トラック・フォークリフトなどの導入促進に向けた支援の継続・強化とともに、導入事業者のインセンティブとなる施策の展開と導入後の負担増に対する支援
エ　水素ステーションに係る整備・運営等に対する支援の強化、高圧ガス保安法から切り離した法整備等による関連規制の抜本的な緩和、補助金の分割払い等の中小企業の資金繰り対策
オ　水素パイプライン等のインフラの整備の推進及び 2030 年度以降の水素等の本格的な需要拡大に応える内陸地域も含めた広域的なサプライチェーン構築のための支援
カ　グリーン水素をはじめとするＣＯ２フリー水素や副生水素の利活用などについて、電力調達コストの低減、電力調整手段確立に向けた研究開発、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体との十分な連携及び財源措置
キ　水電解装置等の水素製造能力の強化
ク　水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化
ケ　カーボンプライシング等の温室効果ガス排出削減を促す取組の制度設計時における水素インフラの普及が進んでいない地域への配慮

コ　2031 年度以降の価格差・拠点整備のための支援策の構築など、水素価格低減に向けて事業者が安心して投資できる環境構築及び支援の拡充

サ　ＧＸ経済移行債の水素・アンモニア施策への割り当ての拡充、国で創設を検討されている「新たな投資枠」における海外市場も見据えた水素・アンモニア施策への十分な割り当て

（９）２０５０年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）へのトランジション期における脱炭素の取組を進めるエネルギーであり、既存のインフラ設備等を利用可能な「ｅ－メタン」の活用に向けて、関連する技術開発や国内外における社会実装に向けた取組を推進すること。

(10) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、関係事業者へ法令の周知徹底を図るなど回収率向上のための施策を着実に推進すること。

また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、機器使用時のフロン漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組を行うとともに、事業者のみならず、広く一般国民に対しても法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

さらに、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援の更なる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

(11) CO_2を地中に貯留するＣＣＳ及び素材や燃料に再利用するＣＣＵ/カーボンリサイクルなどの革新的技術の早期社会実装に向け、技術開発支援や施設整備にあたっての財政支援のほか、貯留を想定する地域の理解を得るための普及啓発等に取り組むとともに、貯留によるCO_2削減効果の算定方法を早急に示すこと。

また、CO_2等の回収・輸送・利用に係るサプライチェーン構築に向けた支援策やＣＣＵ製品の市場創出に向けた公共調達の推進、法規制の見直し等の対策を講じること。

２ 交通分野の施策

交通に起因するCO_2排出量の削減は、地球温暖化対策として極めて重要であることから、２０３５年までに乗用車新車販売で電動車１００％という目標を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

（１）電動車、特に電気自動車や燃料電池自動車の加速度的普及を図るため、研究開発の推進、購入補助をはじめとする需要拡大に向けた支援、規制緩和、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めること。また、積雪寒冷地など地域の特性に配慮した上で、充電・充填インフラなどの環境整備を加速すること。

（２）自家用車依存の高い地方部における公共交通の確保・維持への積極的な支援や、新モビリティサービス（ＭａａＳ、ＣＡＳＥ）の基盤づくりを推進し、CO_2排出量を抑えるとともに、地域における多様な移動手段確保について支援すること。

（3）従来のトラックによる貨物輸送から、環境負荷が低いとされている鉄道や船舶等へと転換するモーダルシフトについては、令和６年に公表された「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」に従い、着実に取組を進めるとともにCO_2排出量が増加する鉄道事業者・船舶事業者に対して、非化石ディーゼル燃料や燃料電池機関車への転換やＬＮＧ燃料船、水素・アンモニア燃料船、バッテリー船等の先進的な取組の実証・導入促進、取引環境の改善や技術開発など、積極的な支援を行うこと。

３　建設分野の施策

住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化の実現と、インフラ分野におけるネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現に向け、以下を提言する。

（1）地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で太陽光発電設備等の設置を要件としたＺＥＨの適合義務化を早期に図るとともに、国のＺＥＨ基準よりも高断熱で気密性が確保された住宅を基準として導入促進するなど、先導的取組等を実施する地方公共団体の支援を行うこと。

また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもＺＥＨの導入が進むよう、技術開発や導入にあたって財政支援を行うこと。

（2）既存住宅については、国民に向け高断熱の重要性を周知するとともに、高断熱性能の確保に向けたリフォーム、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置に向け、全国の地方公共団体が導入補助等に足並みを揃えて取り組めるよう、十分な支援策を講じること。

（3）民間事業者等が設置する業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ＺＥＢ化の推進や地方公共団体の先導的取組に資することを前提としたものにすること。

（4）建築物の炭素貯蔵効果を押上げる建築物の木造化・木質化の推進について、木材を利用することが森林資源の循環利用の推進につながるとともに環境負荷の低減策として有効であることを普及啓発するほか、補助制度の拡充を図るなど、十分な支援策を講じること。

（5）空港、港湾、道路、ダム、下水道等の多様なインフラを活用した再生可能エネルギーの導入やエネルギー消費量削減の徹底などにより、脱炭素に資する都市・地域づくりを推進するとともに、必要な財政支援を行うこと。

（6）製造時における温室効果ガスの吸収や排出抑制に資するコンクリートやアスファルトなどの建設資材について、コスト減を実現するための技術開発支援を拡充するとともに、公共事業等における活用拡大に向けた支援を行うこと。

４　産業分野の施策

地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。

（1）実効性のある脱炭素対策を促進するため、以下に掲げる項目について十分な支援策を講じること。また、これらの取組により産業構造の変革が予想されるため、産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、労働者や地域との対話を図り、公正な移行についても対策を講じること。

ア　熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備への投資
イ　水素・アンモニア等の次世代エネルギーや再生可能エネルギーの導入
ウ　自動車・船舶などの脱炭素化
エ　電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換
オ　生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発
カ　都市ガス導管の整備
キ　カーボンニュートラルコンビナートへの転換
ク　サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む企業のニーズに対応した港湾機能の高度化
ケ　水素･アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組への支援

（2）ＧＸ製品の実用化に向けた取組のほか、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設すること。

（3）農業機械の電動化、グリーン水素、バイオメタンの利用などの脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。
　また、バイオ炭の農地施用や水稲栽培における中干し期間の延長など、農業分野での J-クレジット活用の一層の推進を図るとともに、堆肥散布などの農業者が実践しやすい取組を J-クレジットの方法論に追加すること。

５　再生可能エネルギー分野の施策

再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生や環境への配慮、安全確保が大前提であり、地域と共生がなされた再生可能エネルギーは積極的に導入拡大していくことが必要であるため、以下を提言する。

（1）再生可能エネルギーの地域との共生

再生可能エネルギーの導入にあたっては地域との共生や環境への配慮、安全確保が大前提であるため、再生可能エネルギー発電施設については計画・設置・運営・廃棄の各段階において、地域との共生や環境への配慮、事故発生時も含めた安全確保が適切に図られるよう国の責任において適正な規制及び支援策を講じること。

特に太陽光発電は、昨年 12 月に閣議決定された大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージで示された施策を速やかに実行に移すとともに、同パッケージには時間を要する取組もあることから、その間に事業着手を急ぐあまり、地域との共生をおろそかにするなど不適切な駆け込み案件が増加する懸念があるため、現時点でできる対策を早急に行うこと。既に開発に着手している事業についても、地域の実情に即して国が積極的に関与すること。

また、発電事業者が地域の理解を得ながら、自然環境や景観との調和、生活環境の保全、適切な土地利用を図るよう、許可制を含めた設置規制の強化を検討することに加え、適正な土地利用に向けては、地方公共団体や事業者の双方が法令等の手

続きの進捗を共有できるシステム等を構築・整備すること。更に、再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の廃棄等費用の外部積立制度を透明性・実効性の高い制度とするほか、太陽光発電以外の発電設備についても、同法の廃棄等費用の外部積立制度の対象とするとともに被災等による再生可能エネルギー設備の放置の防止のため、地方公共団体においても、詳細な設置場所や所有者等の必要な情報を入手できる仕組みを構築すること。加えて、令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、同法に基づかない設備（オフサイトＰＰＡ等）に対しても、廃棄費用の確保等、同法と同様の措置を事業者に求める制度を構築すること。

併せて、「地球温暖化対策推進法」に基づく「促進区域」制度を市町村等が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る都道府県や市町村への財政支援、地域住民からの理解を円滑に得るため再生可能エネルギーの地産地消など地域への利益還元の仕組みの創設等、実効性の高い制度を構築すること。また、都道府県及び市町村が共同して促進区域等を定めることができることとなったことから、地域脱炭素化促進事業制度の円滑な運用のため、都道府県及び市町村の共同した促進区域等の設定や地方公共団体実行計画協議会の運営等についてのモデルケース等を示すこと。

（２） 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要であるため、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」で示された 2040 年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率４～５割の導入を視野に、以下の取組を講じ、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させること。

・ＦＩＴ・ＦＩＰ制度対象外の再生可能エネルギーへの支援の拡充
・ＦＩＴ認定施設以外も含めた再生可能エネルギーの種別ごとの設備容量及び発電量等の情報開示の徹底
・各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続
・事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置等の支援
・事業者による適正な管理の一層の推進
・発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進
・固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置

ア 太陽光発電

令和９年度から地上設置太陽光発電施設をＦＩＴ・ＦＩＰ制度による支援の対象外とされたことから、太陽光発電全体の普及が鈍化することがないよう、建築物の屋根や壁面への設置等の地域との共生が図られた太陽光発電の導入支援を強化すること。

次世代型太陽電池については、技術的なイノベーションを加速し、社会実装を強力に進めること。特に、日本の固有資源に鑑み優位性を有するペロブスカイト太陽電池については、量産体制を構築するとともに、補助制度の対象となる施設等の要件を緩和すること。

イ 洋上風力発電

再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札とされている洋上風力に関し

て、発電事業者が撤退した海域については、事業者不在の期間が可能な限り短くなるよう、新制度のもと、速やかな再公募を行うとともに、撤退によって影響を受ける地元関係者への支援を行うこと。その他の既存案件についても公平性を考慮しつつ、支援が十分かどうかを検討の上、すべての既存案件が確実に完遂するよう取り組むこと。また、浮体式洋上風力については実用化に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。

併せて案件の形成にあたっては、以下に取り組むこと。

（ア）自治体単独では解決困難な課題であり、国が主体的に取り組むこと

・回遊魚の取扱い
・意見を聴く漁業者の範囲の明確化
・船舶の航行ルール
・県域を越えて存在する利害関係者との調整
・発電設備への固定資産税課税のための公有水面に係る市町村境界の決定方法の検討

（イ）案件形成にあたり配慮すること

・漁業及び環境への影響
・世界遺産等の価値に関わる生態系や景観上の影響
・計画地に近接した基地港湾の指定及び事業の進捗に合わせた整備

ウ　その他の再生可能エネルギー

水力については、更なる中小水力の導入促進の観点から、低コスト、高効率を目的とした水車発電機等の開発に係る投資を促進すること。

また、国内において膨大に賦存しているものの十分に活用が進んでいない地熱、温泉熱、地中熱、太陽熱、温度差熱などの再生可能エネルギーについて、利用拡大に向けた技術開発や熱利用としての用途開発を積極的かつ継続的に推進するとともに、強力に普及を進めること。

（3）再生可能エネルギーの地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進にあたっては、地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギーの事業に投資することができるようにすること。また、バイオコークスは、各地域が有する未利用資源の有効活用やエネルギーの循環利用等に資することから、その普及に向け国として各地域の取組を強力に後押しすること。

地域新電力については、地方創生の担い手としての役割を果たしていけるよう、「卸電力市場」や「容量市場」及び「需給調整市場」の制度設計の見直しをはじめ、その規模に応じた地域の再生可能エネルギー由来の電気を開発・調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

６　吸収・適応分野の施策

森林の健全な育成と森林資源の循環利用や、藻場・干潟の保全・拡大を図ることでCO_2の吸収量を増加させるとともに、防災・減災、熱中症対策などの気候変動適応

策を講じるため、以下を提言する。

（１）主伐後の再造林、下刈り、間伐等の森林整備やＩＣＴ等を活用して作業の効率化を図る「スマート林業」の推進、林業の担い手の確保・育成など、森林の適正な管理への支援を強化すること。
　また、炭素貯蔵効果とともに、他の資材より製造時のエネルギー消費が比較的少なく、輸入木材と比べて、輸送時にCO_2排出抑制効果が期待できる国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用など、森林資源の循環利用の確立に向けた取組を一層推進すること。
　さらに、カーボン・クレジット制度の活用を促進するため、森林由来のＪ-クレジットについて、適切に管理されることが担保された森林の追加やクレジット発行の手続に要する期間の短縮など、汎用性のある制度への見直しを図ること。

（２）藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）の取組を各地で推進するため、地域毎のCO_2吸収量の評価手法に対し技術的支援を行うとともに、藻場・干潟の保全や拡大に向けた取組、海藻養殖の促進に対して支援を充実させること。

（３）気候変動の影響に基づく災害等のリスクによる国民の生命、財産、生活、経済等への被害の最小化や、迅速に回復できるレジリエントな社会の構築に向けて、府省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や地方公共団体に発信してリスクコミュニケーションを強化するなど、気候変動に対する国民の危機意識の啓発を図る取組を強化すること。

（４）熱中症対策については、国が責任を持って、制度内容を国民へ周知するとともに、都道府県・市町村が熱中症対策を着実に実行できるよう、指定暑熱避難施設の維持管理に係る財政措置を含めた必要な支援策を講ずること。また、熱中症特別警戒情報については、現行の都道府県や市町村を通じた周知方法を見直し、デジタル技術を活用して都道府県・市町村や住民等に即時に一括して情報伝達できる手法を構築すること。さらに、発表判断の際に一部の情報提供地点を参照しないこととされたところであるが、島しょ地域等の気象条件が異なる地域に係る対応について引き続き検討を進めること。
　地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備・運営等について、国において十分な財政措置を講じること。